

白河市議会基本条例が可決

平成27年6月19日(金)、議会案第3号、白河市議会基本条例が可決となりました。議会改革特別委員会は、37回開催し協議を重ねてきました。執行部との協議や市民への説明会を経て、可決された白河市議会基本条例(抜粋)を紹介します。

白河市議会基本条例

平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権が始まり、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化し、地方自治体の自己決定と自己責任の原則がより一層拡大されました。

これにより、議員の合議体である議会は、市長と同じく市民の直接選挙で選ばれた二元代表制の一方を担う存在として、その果たすべき責務がますます増大しています。

また、平成26年4月に施行された白河市自治基本条例(平成25年白河市条例第28号。以下「自治基本条例」という。)において、本市のまちづくりの基本理念、基本原則等が定められ、まちづくりの主体である市民、市そして市議会のそれぞれの役割が明らかにされました。

このことから、市議会は、まちづくりの主体の一員として市民及び市との信頼関係を深め、市議会の役割を明確にして、市長と市議会がお互いの立場で議論を交わすことによって、自治基本条例の目指すべき「市民共楽のまち白河」を築いていく必要があり、さらに、議員同士が自由闊達な議論を交わし、自らの創意工夫により政策立案及び政策提言を行うとともに、公平・公正で開かれた議会を目指すことにより、真の地方自治の実現に邁進していかなければなりません。

よって、ここに市議会は、地方自治の本旨に基づいて、その果たすべき役割と責務の重さを深く自覚し、もって市民の負託に応えていくことを決意し、市議会としての基本原則を定めるため、白河市議会基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、自治基本条例第8条に定める市議会の役割をより明確にするとともに、地方自治の本旨に基づき議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、市民の声に的確に応え、市民の福祉の向上及び公平・公正な市政の発展に寄与することを目的とします。

【解説】 本条は、自治基本条例で定める議会の役割を明確にし、議会及び議員の活動原則等を定めたこの条例の最終的な目的が、市民福祉の向上と公平・公正で民主的な市政運営のためにあることを確認するものです。

(議会の活動原則)

第2条 市議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。

- (1) 公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握するため、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに、政策立案及び政策提言に努めること。
- (4) 議決責任を果たすため、市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たすこと。
- (5) 市民本位の立場から適正な市政運営が行われているかを監視すること。
- (6) 市民の議会に対する関心が高まるよう、議会運営をわかりやすい方法で行うこと。

【解説】 公平・公正な議会運営の維持を基本とし、合議体である議会の活動を明確にしたものです。その基本原則として、6つの項目を挙げています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。

- (1) 議会が言論の府であり、かつ、合議制の機関であることを意識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握すること。
- (3) 不断の研さんにより議員としての資質を高めること。
- (4) 市民全体の奉仕者及び代表者として、ふさわしい活動をする事。
- (5) 市議会の構成員として、一部地域及び団体の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【解説】 本条は、議員が市民の代表として、市民全体の利益のために活動することを定めたものです。

(質疑応答の原則)

第7条 本会議における一般質問は、市政上の論点又は争点を明確にするため、一問一答の方法により行うものとしします。

- 2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して、論点又は争点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て、反問することができるものとしします。

【解説】 市長ほか市職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、争点・論点を明確にするとともに、より議論を深めるために逆質問することができるものです。

(市民と議会との関係)

第9条 市議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければなりません。

- 2 市議会は、委員会を可能な限り公開するものとしします。
- 3 市議会は、公聴会及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的知見を議会の討議に反映させるものとしします。
- 4 市議会は、請願及び陳情の審査においては、必要に応じ、提案者の意見聴取を行う機会を設けることができるものとしします。
- 5 市議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、市民との意見交換会等を開催するものとしします。

【解説】 本条は、会議を可能な限り公開することや、請願等の提案者の意見聴取のほか、学識経験者等による専門的事項に係わる調査が行えるとした地方自治法100条の2の規定に基づき、議会の討議に反映させようとするものです。

(議会と市長等との関係)

第10条 市議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制のもと、常に市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、お互いの役割を尊重しつつ、市勢の発展に取り組まなければなりません。

【解説】 本条は、議会と市長及び執行機関それぞれの役割の違いを認識し、議会と市長等との関係を健全に保持することを定めたものです。

7月臨時会

7月臨時会

7月17日、市議会臨時会が1日限りで開催され、単行議案1件、人事案件1件が上程され、いずれも同意されましたので、その内容についてお知らせいたします。

(人事案件は14P)

◆(仮称)大信地域市民交流センター整備事業建築工事請負契約について

(仮称)大信地域市民交流センター整備事業建築工事請負契約を締結しようとするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得るものです。

契約金額は、2億1708万円。工期は、28年3月31日まで。契約相手は、白河市東大沼、株式会社鈴木建設です。



外観イメージ

全国市議会議長会総会において、8名の議員が永年表彰を受賞

去る6月17日、東京において開催された全国市議会議長会第91回定期総会において、白河市議会から石名国光議員、水野谷正則議員、佐川京子議員、藤田文夫議員、大花務議員、縄田角郎議員、高橋光雄議員、玉川里子議員の8名が「市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがある」として、全国市議会議長会岡下勝彦会長より表彰されました。

